資料２

委　員　要　求　資　料

平成１６年6月１７日
生　産　局　畜　産　部

目　次

頁

Ⅰ．　乳用種牛肉の位置付けと評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　1．　乳用種牛肉の位置付けと評価
　2．　牛肉の枝肉価格と輸入量の推移

Ⅱ．　牛肉の表示と牛肉トレサ法の施行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　1．　牛肉の表示に係る制度

Ⅲ．　各段階における収支 ・・・ 11
　1．　乳用種の育成・肥育における収支
　2．　酪農経営の概況
　3．　酪農経営におけるヌレ子販売収入の占める割合
　4．　乳用種育成経営におけるコスト

Ⅳ．　補給金の配分とヌレ子の生産に要する経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　1．　乳用種枝肉価格、子牛価格及びヌレ子価格の推移
　2．　子牛補給金の分配についての考察
　3．　酪農経営におけるヌレ子生産に要する経費

Ⅴ．　保証基準価格の算定方式の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　1．　保証基準価格の算定方式の変遷

Ⅵ．　家畜市場と子牛・枝肉の流通実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
　1．　ヌレ子と乳用種子牛の流通実態
　2．　家畜市場における肉用子牛の取引
　3．　牛肉トレサ法の個体識別ＤＢと連携したこれらの乳用種牛肉生産システム
　4．　東京・大阪中央卸売市場及び他の市場との枝肉卸売価格の比較

Ⅰ．　乳用種牛肉の位置付けと評価

○乳用種牛肉の位置付けと評価

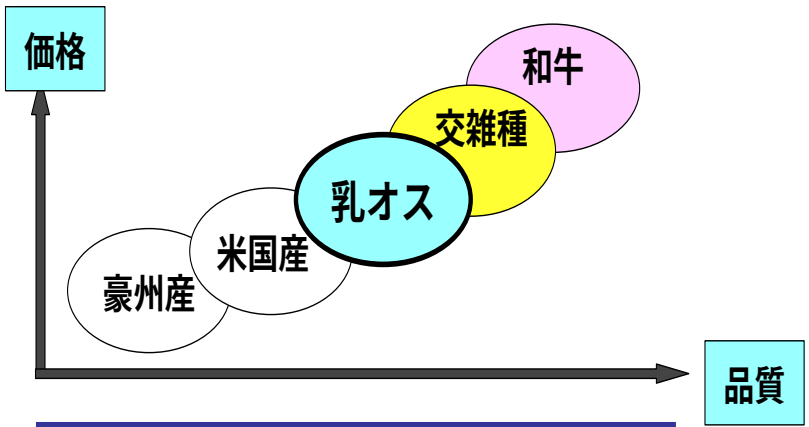

乳用種牛肉は、米国産牛肉の最高規格である「プライム」と同等程度との評価

国産牛肉の格付け割合（15年）

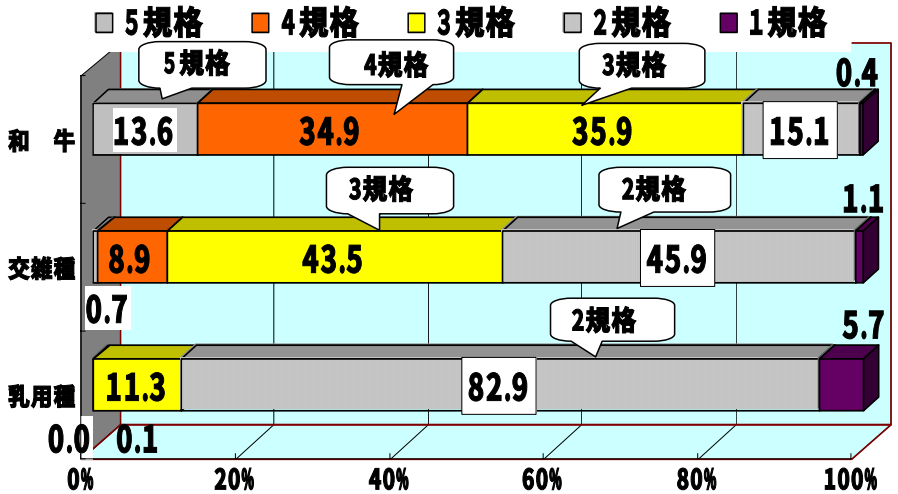

高級牛肉である和牛は、肉質等級４規格以上が約５割を占める。
一方、交雑種は２，３規格が、乳用種は２規格が中心となる。

(参考) 米国産牛肉の格付

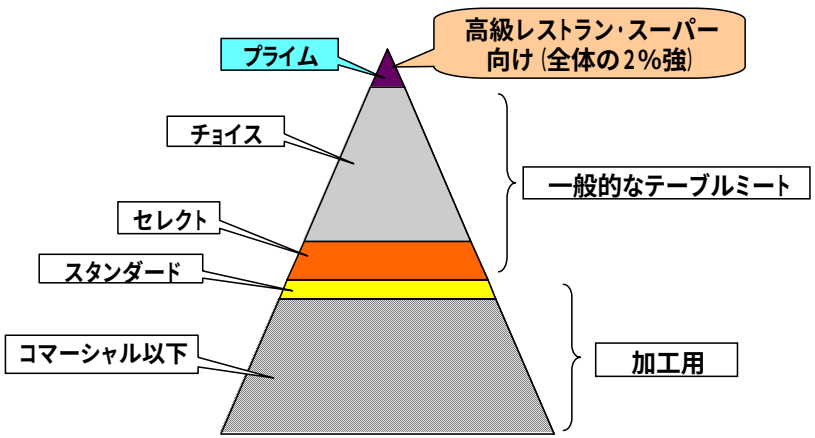

米国の牛枝肉規格も日本と同様に「肉質等級」と「部分肉への歩留等級」によって決まるが、肉質等級については、脂肪交雑の程度によって区分される。

○ 流通関係者の乳用種牛肉に対する評価

・乳用種牛肉の味は、米国産牛肉のプライムと同程度である。

・乳用種牛肉は、その品質や価格帯から見て、交雑種牛肉と輸入牛肉の間を埋める商品として必要である。

・乳用種牛肉は、交雑種牛肉と比べると、品質のバラツキが大きい。品質については、脂肪交雑だけでなく、肉のしまりが良いことも重要である。

・乳用種牛肉は、品質だけで米国産牛肉と競争するのは難しい面もある。生産履歴をはっきりさせてブランド化して販売する方向も考えていくべき。

○牛肉の枝肉価格と輸入量の推移

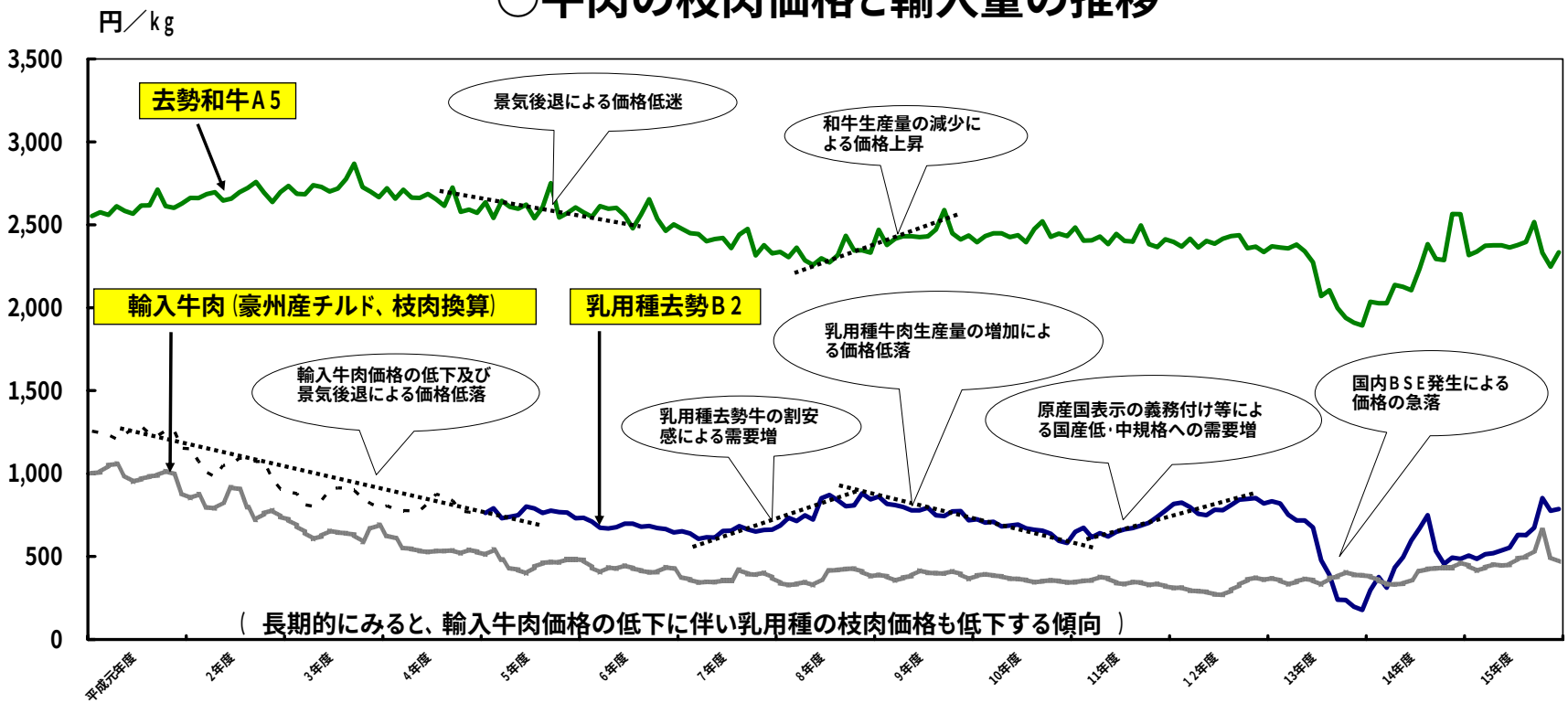

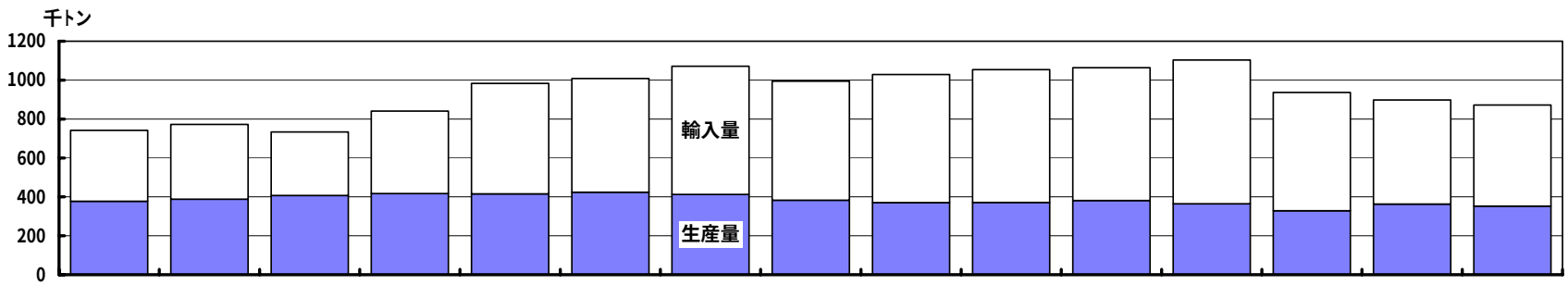

Ⅱ．　牛肉の表示と牛肉トレサ法の施行

○ 牛肉の表示に係る制度

1　牛肉の表示

（1）ＪＡＳ法に基づく表示

牛肉（生鮮）の表示については、平成１２年３月３１日に告示されたＪＡＳ法の「生鮮食品品質表示基準」に基づき、同年７月１日から名称、原産地を表示することが義務付けられている。

○原産地の表示方法

国　　産　　品	輸　　入　　品
国産である旨 ・都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名での記載可	原産国名

（2）公正競争規約に基づく和牛の表示

ＪＡＳ法によるほか、「食肉の表示に関する公正競争規約」によって表示項目についてのルールが定められており、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の４品種以外に「和牛」と表示できないこととなっている。なお、現在、和牛間交雑種についても「和牛」表示ができる方向で検討が進められている。

○牛肉の表示の具体例

［和牛の場合］

［乳用種の場合］

※乳用種の場合は、「国産牛肉」や県名を表記した表示が一般的である。

○食肉の表示に関する公正競争規約

・食肉に関する公正競争規約とは、不当景品類及び不当表示防止法第 10 条第 1 項の規定に基づき、全国食肉公正取引協議会（約２万の食肉販売店が加入）により設定され、公正取引委員会に認定された、食肉の表示に関する事項を定めたものである。

・なお、規約に違反した場合は、警告、30 万円以下の違約金、除名処分、排除命令等の罰則が課せられる。

○食肉の表示制度の概要

種類	農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）に基づく表示	食品衛生法に基づく表示	不当景品及び不当表示防止法に基づく表示(公正取引規約)
目的	一般消費者が食品等を購入する際の選択の根拠や目安となることが表示の目的	飲食に起因する衛生上の安全確保することが表示の目的	公正な競争の確保による消費者の利益保護することが表示の目的
主な表示項目等	1 名称 2 原産地 3 内容量＊ 4 販売業者等氏名又は名称及び所在地＊ （具体的な表示内容は政省令又は告示で決定） 注：＊については事前包装された食肉のみに義務付け	1 名称 2 賞味期限 3 保存方法 4 加工者（販売者）の名称、加工所(販売所)の 所在地	1 食肉の種類 2 食肉の部位又は用途 3 原産地 4 解凍食肉においては解凍品である旨の表示義務 5 量目,100g当たり単価 ＊ 6 賞味期限・保存方法 ＊ 7 事業者名・加工場の所在地の表示 ＊ 8 和牛の定義付け 9 人造肉表示の禁止 注：＊については事前包装された食肉のみに義務付け
対象者	販売業者又は輸入業者（全業者が対象）	販売業者（全業者が対象）	販売業者（食肉公正取引協議会加入業者のみ対象）
罰則等	基準に従うべき旨の指示 →指示に従わない場合の改善命令 →改善命令に従わない場合の罰則（個人：100万円以下の罰金又は１年以下の懲役、法人：１億円以下の罰金）	・営業許可の取消 ・営業停止 ・６か月以下の懲役又は３万円以下の罰金	・公正取引協議会による違反行為に対する排除命令・警告 ・警告に従わなかった場合には５０万円の違約金及び除名処分
特徴	・食品衛生法に基づく表示事項を概ね包括する。	・全飲食物が表示対象 ・表示項目は危害予防、危害原因の究明及び責任所在の明確化に関係する項目に限定	・アウトサイダーには適用されない。

2　銘柄牛肉の表示

（１）銘柄牛肉は、生産者団体、生産者および食肉関係者等が、自らの生産、又は取り扱う牛肉について、「○○牛肉」等の名称を自主的に表示するものであり、法的な根拠に基づくものではない。このような自主的な銘柄表示については、全国で１８９事例が報告されており、このうち、２３事例は乳用種の銘柄である。

○和牛銘柄（松阪牛）の例

銘柄主体：松阪肉牛協会（会長：松阪市長）
品　　種：黒毛和種（未経産めす牛）
と 畜 場：松阪食肉公社、東京食肉市場
銘柄条件：松阪牛個体識別管理システムに登録された牛
生産区域：松阪市を始めとする２２市町村

○乳用種銘柄（しほろ牛）の例

銘柄主体：士幌町農業協同組合
品　　種：ホルスタイン種（去勢）
と 畜 場：㈱北海道畜産公社（十勝事業所）
銘柄条件：肉質等級２以上
生産区域：北海道士幌町

○品種区分のない銘柄（福岡牛）の例

銘柄主体：福岡県銘柄牛肉推進協議会
品　　種：交雑種、ホルスタイン種
と 畜 場：福岡県内と畜場
銘柄条件：Ａ・Ｂ３以上
生産区域：福岡県

（２）銘柄の表示は、他者が確立された銘柄名を勝手に使用すると、景品表示法の不当な表示に該当し、排除警告がなされたり、不正競争防止法の類似表示違反にも該当し、損害賠償を求められたり、罰金を科せられる等の措置がとられる。

（３）銘柄食肉（豚肉、鶏肉を含む。）については、消費者の信頼を確保する観点から重要なため、中央団体において平成２年３月にその名称の定義や仕入れの証明等を明らかにすることを内容としたガイドラインが定められ、都道府県を通じてこのガイドラインに沿った銘柄確立の指導を実施しているところである。

〇中央畜産会による銘柄表示ガイドラインの概要

＜生産者団体等における指針＞

１．推進主体の体制が整っていること。
　①組織体制、②常設の連絡場所、③責任者
２．銘柄についての規約が設定されていること。
　①生産・出荷の目的、②推進主体、
　③名称（種類、品種、生産地域、飼育管理、処理出荷等）

＜食肉販売店における指針＞

１．推進主体において命名された名称が使用されること。
２．プライスカードやカード、シール、ラベル等で個別に表示すること。
３．消費者に次の事項を表示又は陳列すること。
　①推進主体の名称・所在地・連絡先、②種類・品種、
　③生産地域、④特徴
４．表示と相違ないものであることを実証しうる体制を整えること。

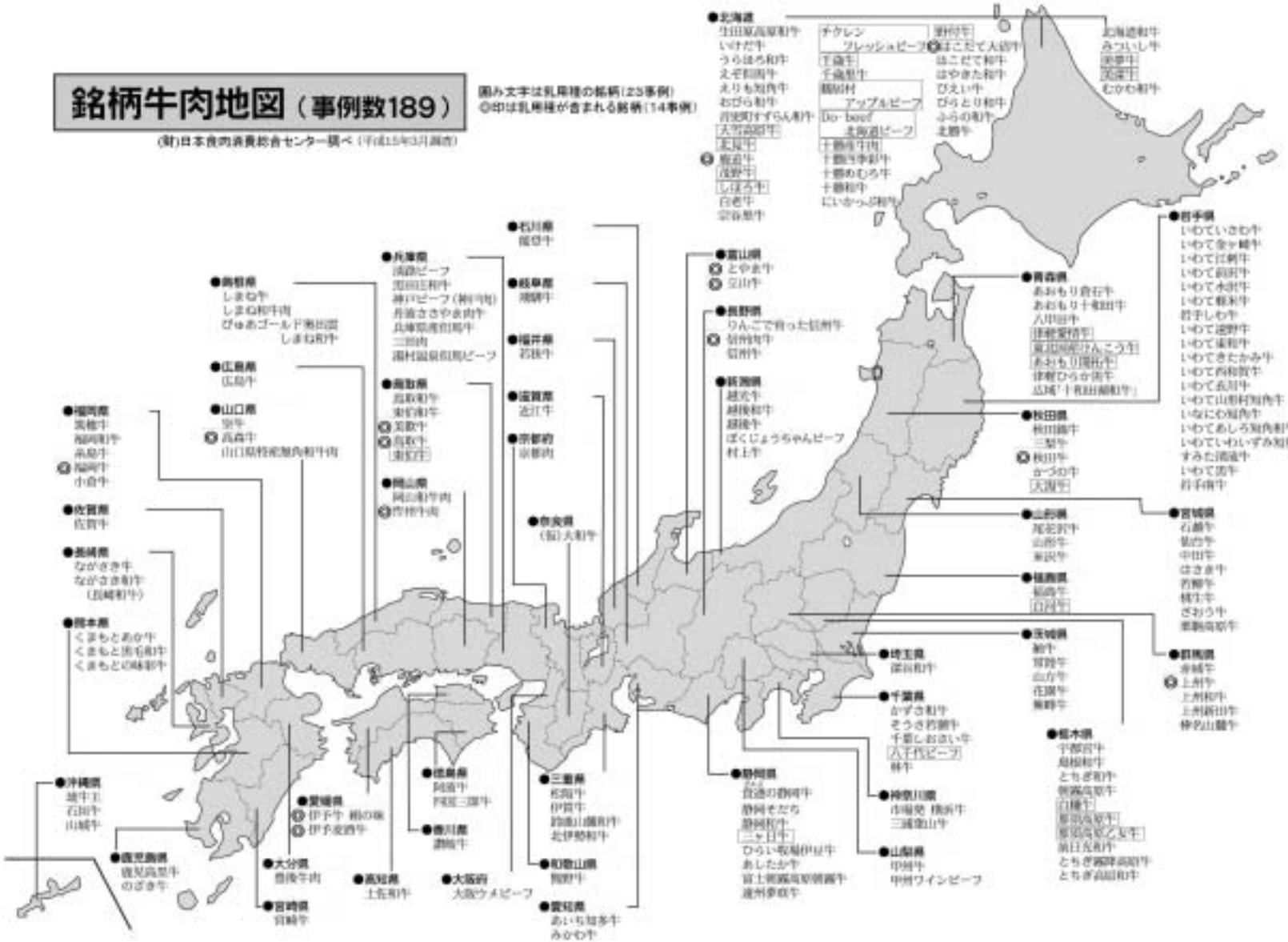
銘柄牛肉地図（事例数189）
(財)日本食肉消費総合センター調べ（平成15年3月調査）
囲み文字は乳用種の銘柄（23事例）
◎印は乳用種が含まれる銘柄（14事例）
●北海道
生田原高原和牛
いけだ牛
うらほろ和牛
えぞ和牛
えりも短角牛
おびら和牛
音更町すずらん和牛
大雪高原牛
北見牛
◎ 阿寒牛
清里牛
しほろ牛
白老牛
宗谷黒牛
チクレン フレッシュビーフ
千歳牛
千歳黒牛
鶴居村 アップルビーフ
Do・beef
北海道ビーフ
十勝若牛肉
十勝牛季彩牛
十勝めむろ牛
十勝和牛
にかっぷ和牛
新冠牛
◎ほこだて大沼牛
ほこだて和牛
はやきた和牛
ひえい牛
ひがとり和牛
ふらの和牛
北勝牛
北海道和牛
みついし牛
美唄牛
芦別牛
むかわ和牛
●岩手県
いわていさわ牛
いわて金ヶ崎牛
いわて江刺牛
いわて前沢牛
いわて水沢牛
いわて軽米牛
岩手しわ牛
いわて遠野牛
いわて遠和牛
いわてきたかみ牛
いわて西和賀牛
いわて北上牛
いわて山形村短角牛
いなにわ短角牛
いわてあしろ短角和牛
いわていわいずみ短角和牛
すみた清流牛
いわて雫牛
岩手南牛
●青森県
あおもり倉石牛
あおもり十和田牛
八甲田牛
津軽愛情牛
黒石地域ブランド牛
あおもり純粋牛
津軽ひらか牛
五城目町産和牛
●秋田県
秋田錦牛
二ツ井牛
◎ 秋田牛
かづの牛
大潟牛
●宮城県
石越牛
登米牛
中田牛
はさま牛
若柳牛
桃生牛
ざおう牛
栗駒高原牛
●山形県
尾花沢牛
山形牛
米沢牛
●福島県
福島牛
白河牛
●茨城県
結牛
常陸牛
山方牛
花園牛
筑波牛
●群馬県
赤城牛
◎ 上州牛
上州和牛
上州新田牛
榛名山麓牛
●栃木県
下都賀牛
烏山和牛
とちぎ和牛
那須高原牛
门種牛
那須乳牛
那須高原乙女牛
黒羽乳用牛
とちぎ酪農高原牛
とちぎ高原和牛
●埼玉県
深谷和牛
●千葉県
かずさ和牛
そうさ若潮牛
千葉しおさい牛
八千代ビーフ
林牛
●神奈川県
小柴牛 横浜牛
三浦葡山牛
●山梨県
甲州牛
甲州ワインビーフ
●静岡県
伊豆
賀茂の御所牛
静岡そだち
静岡和牛
二ヶ日牛
ひらい牧場伊豆牛
あしたか牛
富士岡露高原放牧牛
遠州夢咲牛
●長野県
りんごで育った信州牛
◎ 信州牛
信州牛
●富山県
◎ とやま牛
◎ 立山牛
●岐阜県
飛騨牛
●石川県
能登牛
●福井県
若狭牛
●滋賀県
近江牛
●京都府
京都肉
●兵庫県
淡路ビーフ
但馬牛
神戸ビーフ（神戸牛）
丹波ささやま肉牛
兵庫県産但馬牛
二田肉
湯村温泉但馬ビーフ
●鳥取県
鳥取和牛
東伯和牛
◎ 美歎牛
◎ 鳥取牛
東伯牛
●岡山県
岡山和牛肉
◎ 作州牛肉
●奈良県
（阪）大和牛
●和歌山県
熊野牛
●愛媛県
◎ 伊予牛 越の味
◎ 伊予美酒牛
●徳島県
阿波牛
阿波三国牛
●香川県
讃岐牛
●三重県
松阪牛
伊賀牛
鈴鹿山麓和牛
北伊勢和牛
●広島県
広島牛
●山口県
宗牛
◎ 高森牛
山口県特産無角和牛肉
●福岡県
筑後牛
福岡和牛
糸島牛
◎ 福岡牛
小倉牛
●佐賀県
佐賀牛
●長崎県
ながさき牛
ながさき和牛
（長崎和牛）
●熊本県
くまもとあか牛
くまもと黒毛和牛
くまもとの味和牛
●大分県
豊後牛肉
●宮崎県
宮崎牛
●鹿児島県
鹿児島黒牛
のざき牛
●沖縄県
地牛王
石垣牛
山城牛
●高知県
土佐和牛
●大阪府
大阪ウメビーフ
●愛媛県
あいち知多牛
みかわ牛

3　食肉流通段階における牛肉トレサ法の施行

（1）「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサビリティ法）の牛肉の流通段階における措置が本年１２月１日から施行され、食肉小売店などの販売業者や牛肉料理の専門店（特定料理提供業者）は、個体識別番号（又はロット番号）の表示と、仕入れ情報を記録した帳簿の備え付けが義務付けられる。

（2）これにより国産牛肉の消費者や国産牛肉を材料とした牛肉料理の注文者は、表示された個体識別番号を通じてインターネットにより、当該牛肉の種別（品種）、生年月日、飼養地等の生産情報が随時、確認できるようになることから、品種等の積極表示の基盤が整うことになる。

○牛の種別区分

種別区分	備　　考
黒毛和種	和牛としては最も一般的な品種
褐毛和種	熊本県、高知県が主な飼養地
日本短角種	放牧適性に優れ、東北地方が主な飼養地
無角和種	山口県が主な飼養地
黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種　※１	黒毛和種と褐毛和種の交雑種
和牛間交雑種	※１以外の和牛の交雑種
肉専用種	アンガス種などの和牛以外の肉用牛が含まれる
ホルスタイン種　※２	乳牛としては最も一般的な品種
ジャージー種　※３	
乳用種	※２、３以外の乳用種
交雑種	乳用種と和牛のＦ１が含まれる

○牛肉トレーサビリティ法に基づく表示

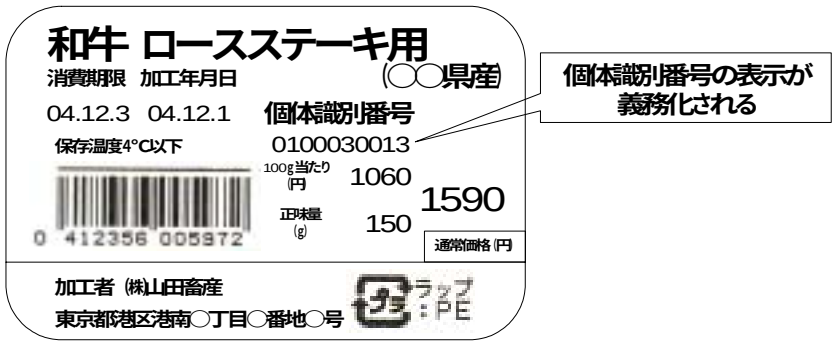

○牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別（品種）
1234567890	H14. 06. 05	去勢（雄）	1012345678	黒毛和種

	飼養県	移動内容	移動年月日	飼養施設所在地	氏名又は名称
1	福島県	出生	H14. 06. 05	西白河郡西郷村	鈴木太郎
2	福島県	転出	H15. 02. 04	西白河郡西郷村	鈴木太郎
3	福島県	取引	H15. 02. 04	△△郡△△町	○○家畜市場
4	岩手県	転入	H15. 02. 05	盛岡市	㈲山本畜産
5	岩手県	転出	H16. 11. 30	盛岡市	㈲山本畜産
6	岩手県	搬入	H16. 11. 30	○○郡○○町	㈱○○食肉センター
7	岩手県	と畜	H16. 12. 01	○○郡○○町	㈱○○食肉センター

Ⅲ．　各段階における収支

○乳用種の育成･肥育における収支【育成経営及び肥育経営】(H15年第3四半期)

(単位:千円／頭)

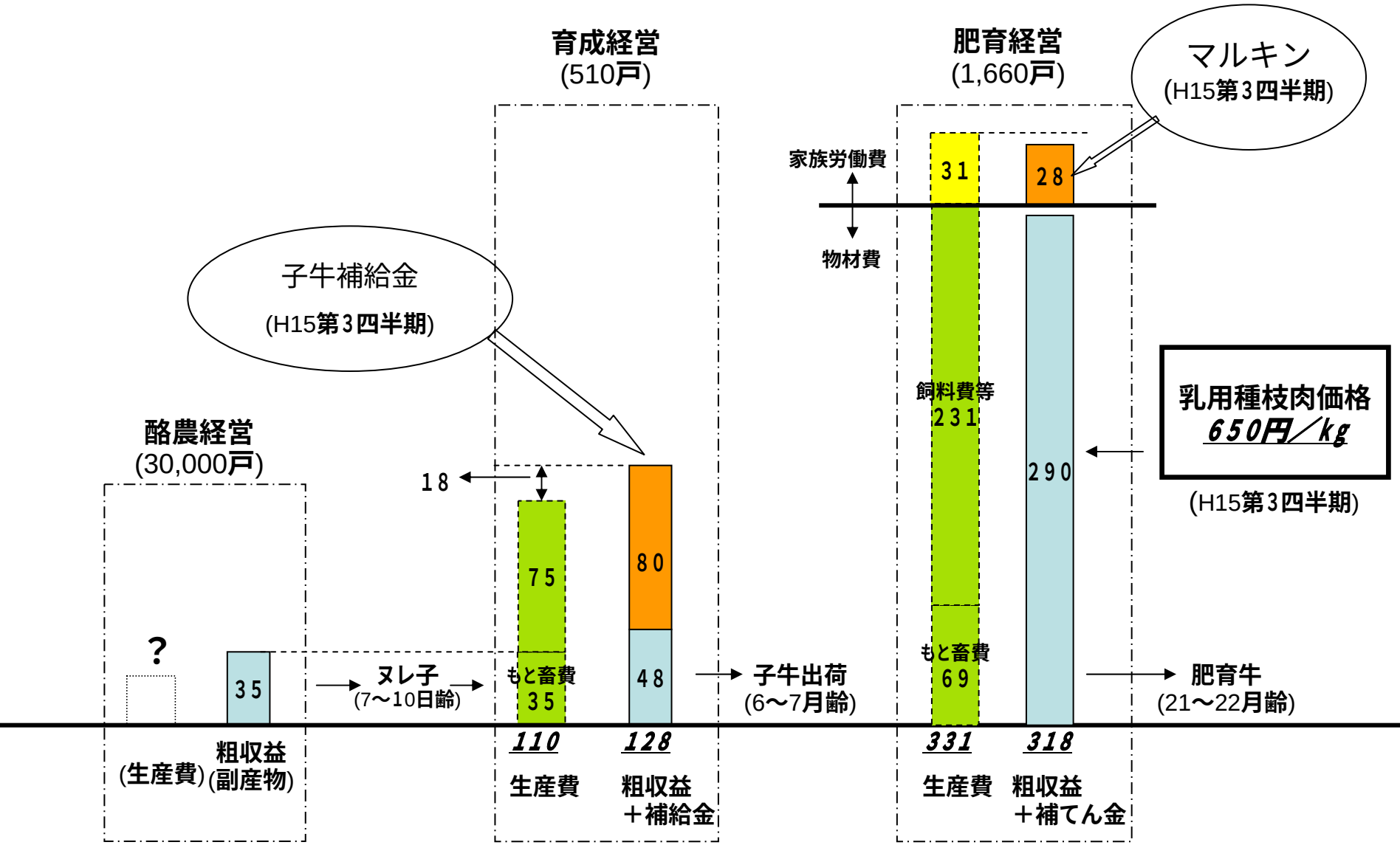

注1) 物財費のうち、飼料費等及び家族労働費は平成15年生産費調査
注2) ヌレ子価格、子牛価格はH15第3四半期平均
注3) 肥育経営のもと畜費は導入時(15ヶ月前)の子牛価格

○乳用種の育成･肥育における収支【一貫経営】（H15年第3四半期）

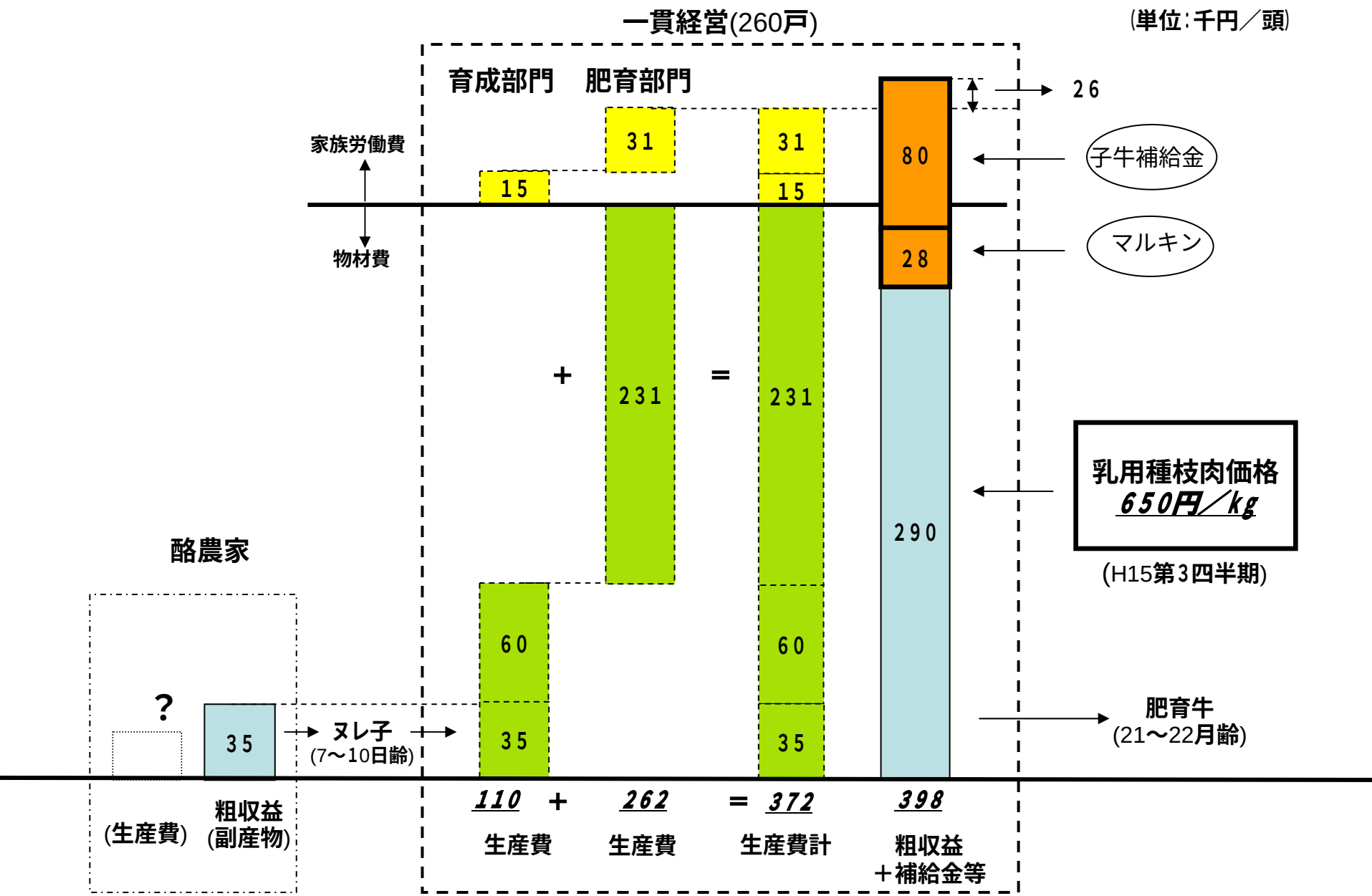

○酪農経営の概況

酪農経営においては、規模拡大が着実に進展するとともに、搾乳牛１頭当たりの乳量が増加し、かつ、乳価が比較的堅調に推移してきたため、酪農経営における生乳販売収入は増加傾向で推移。また、所得面から見ても、近年は増加傾向で推移。

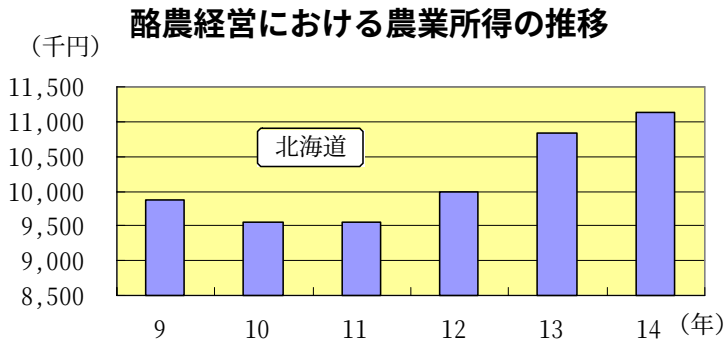

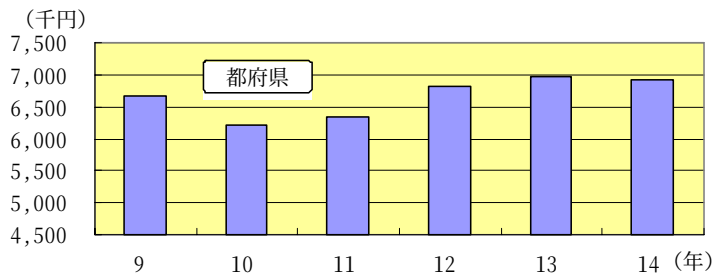

資料：「農業経営部門別統計」

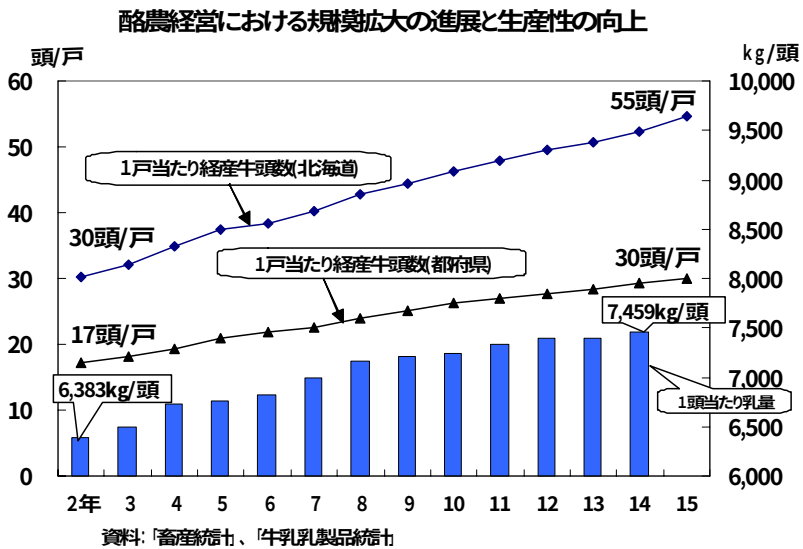

○酪農経営におけるヌレ子販売収入の占める割合

1　昭和６０年から平成２年度頃までは、バブル景気を背景として牛肉に対する非常に強い需要がある中で、ヌレ子、子牛ともに非常に高い価格水準で取引されていたため、酪農経営に占めるヌレ子販売収入も非常に高い水準にあった。

酪農経営１戸当たりの販売収入の内訳（北海道の平均規模における推計）

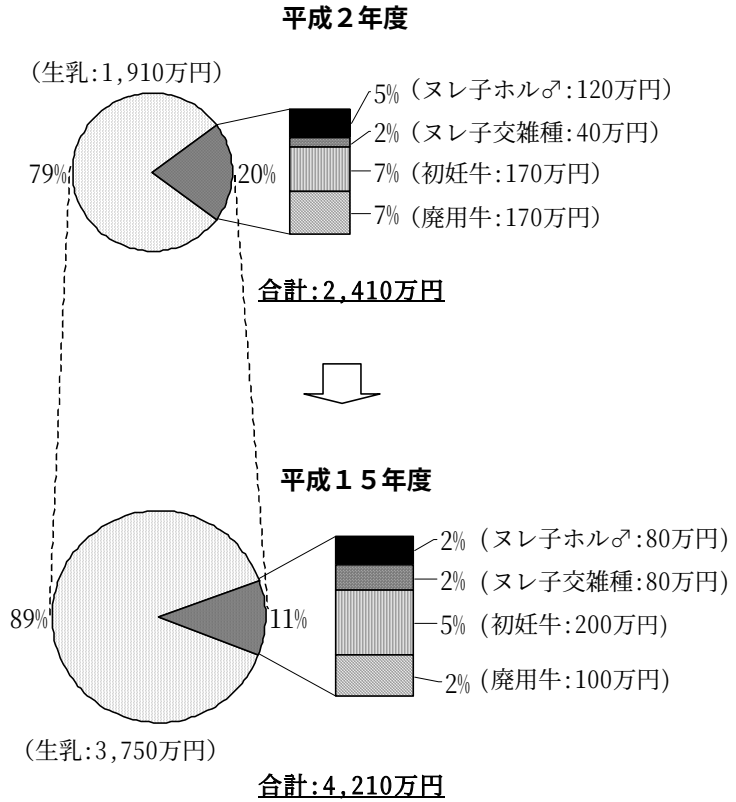

資料：「農家の形態別にみた農家経済」、「農業経営部門別統計」、「農業物価統計」、「畜産統計」、北海道庁調べ、「乳用牛への黒毛和種の交配状況」日本家畜人工授精師協会、「酪農全国基礎調査報告」中央酪農会議

2　このようにヌレ子も含めて肉用子牛の価格水準が非常に高かったこと、また、酪農部門も規模拡大の途上であり、生乳販売収入が現在ほど高水準にはなかったことから、乳肉複合経営が推奨された面があった。

3　その後、酪農部門の規模が拡大し、生乳の生産性が向上したことによって、生乳販売収入が大幅に増加したことから、乳肉複合経営は減少し酪農への専業化が進展した。最近の酪農経営におけるヌレ子販売収入の占める割合は大きく減少し、１５年度では販売収入全体の約２％を占める程度と推計される。

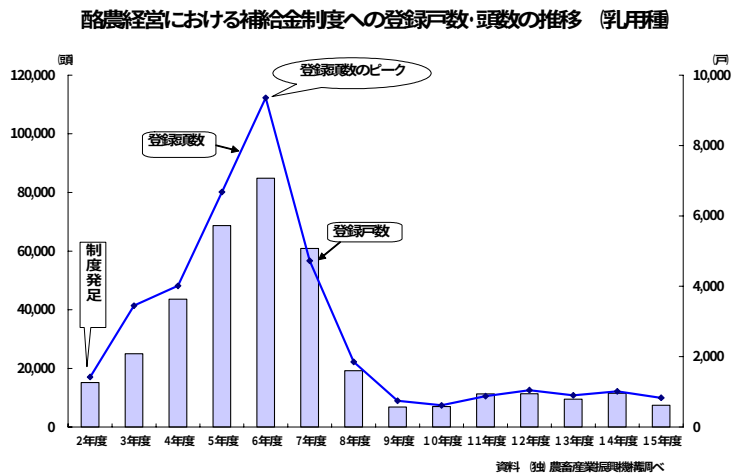

○　乳用種育成経営におけるコスト

- 乳用種育成経営における子牛生産費は、約１１万６千円。このうち、もと畜費（ヌレ子購入価格）が全体の約１／３、飼料費が約４割を占めている。
- 生産費の約15%を占める労働費については、飼養規模の差による違いが大きい。飼養規模の拡大に合わせて、年々低下傾向で推移。

○　乳用種子牛の生産に要する経費

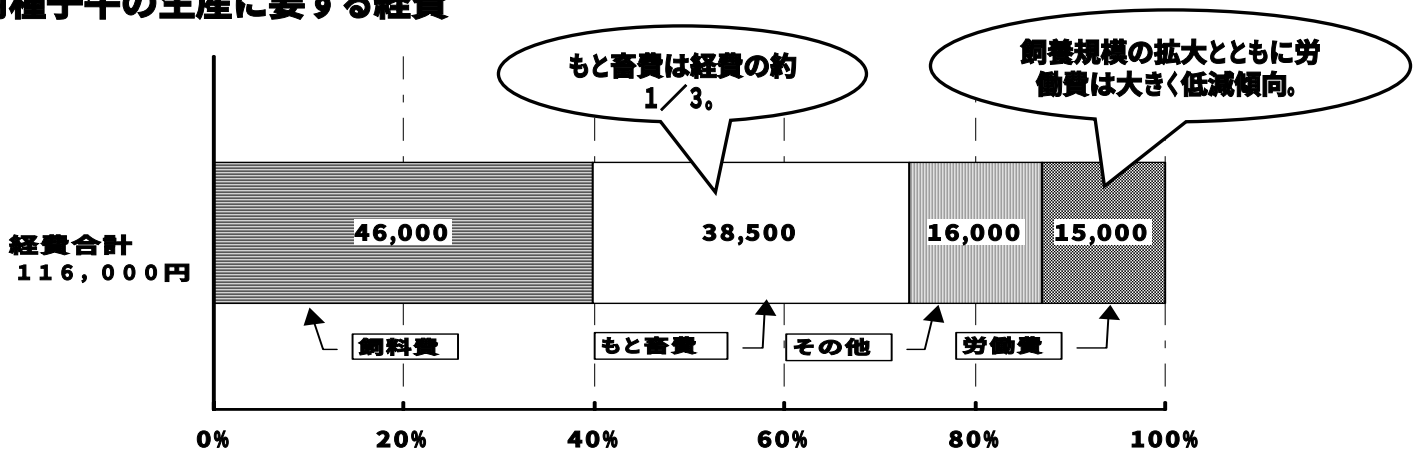

○　乳用種育成経営の飼養規模と労働費の推移

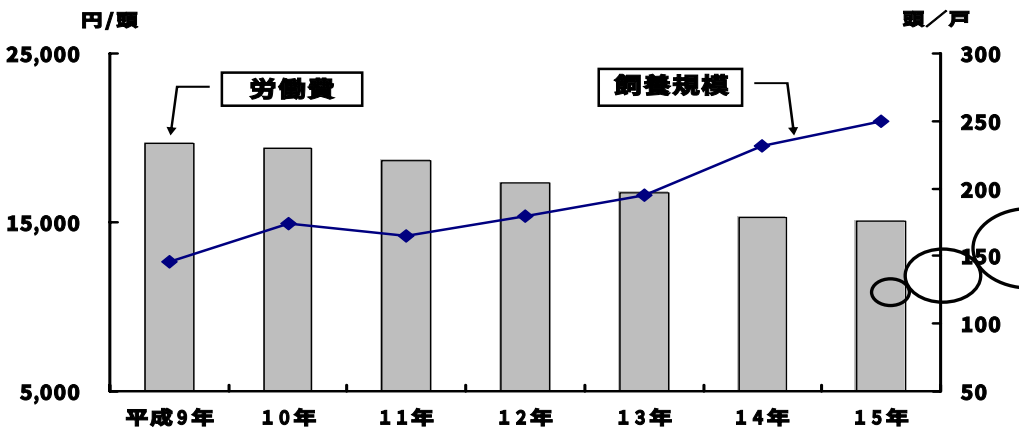

飼養頭数規模	労働費
5～20　頭未満	32,972
20～　50	17,139
50～100	16,097
100～200	17,781
200頭以上	13,908
平　均	15,057

資料：「畜産統計」、「畜産物生産費」

Ⅳ．　補給金の配分とヌレ子の生産に要する経費

○乳用種枝肉価格、子牛価格及びヌレ子価格の推移

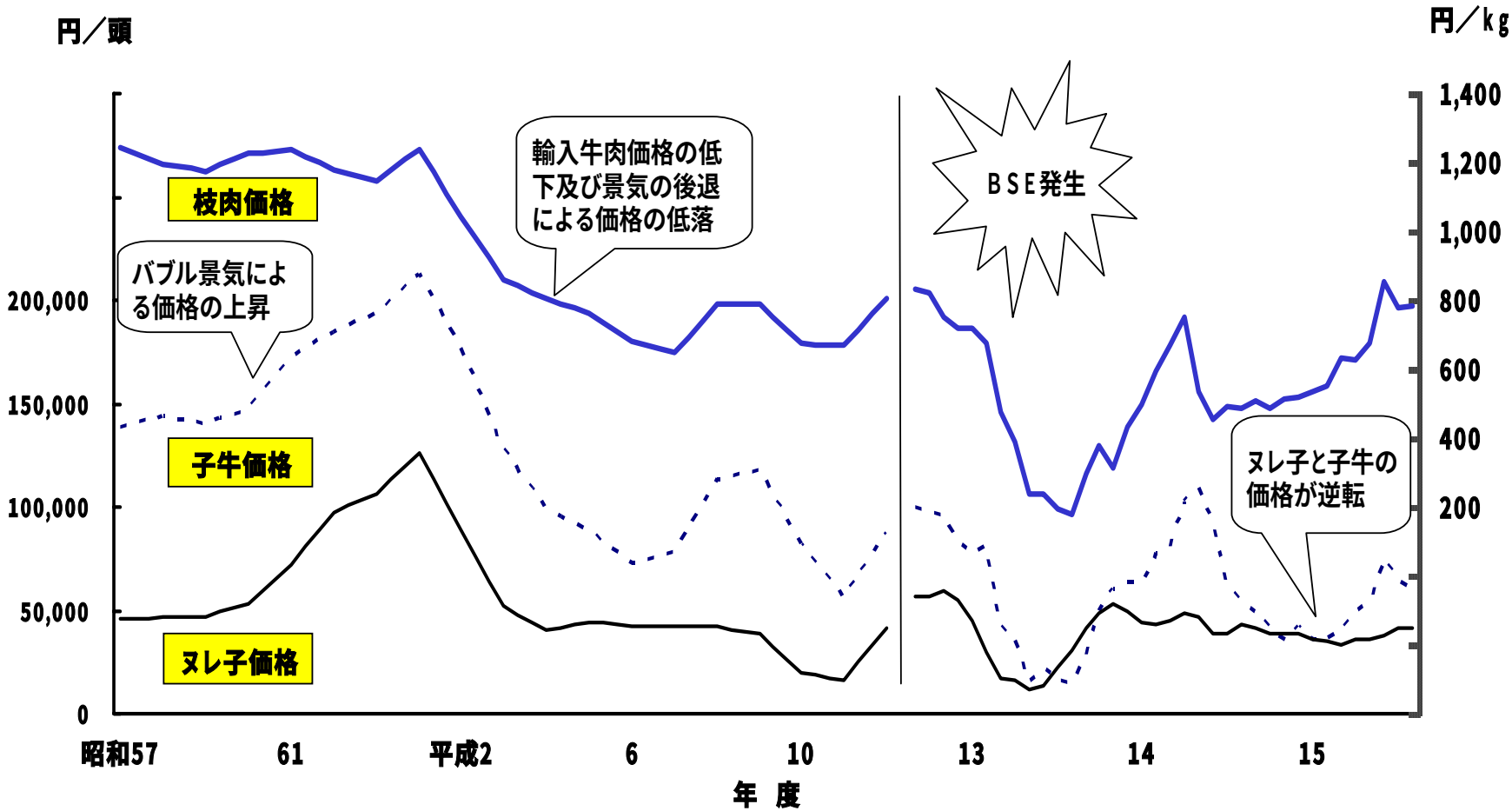

○子牛補給金の分配についての考察

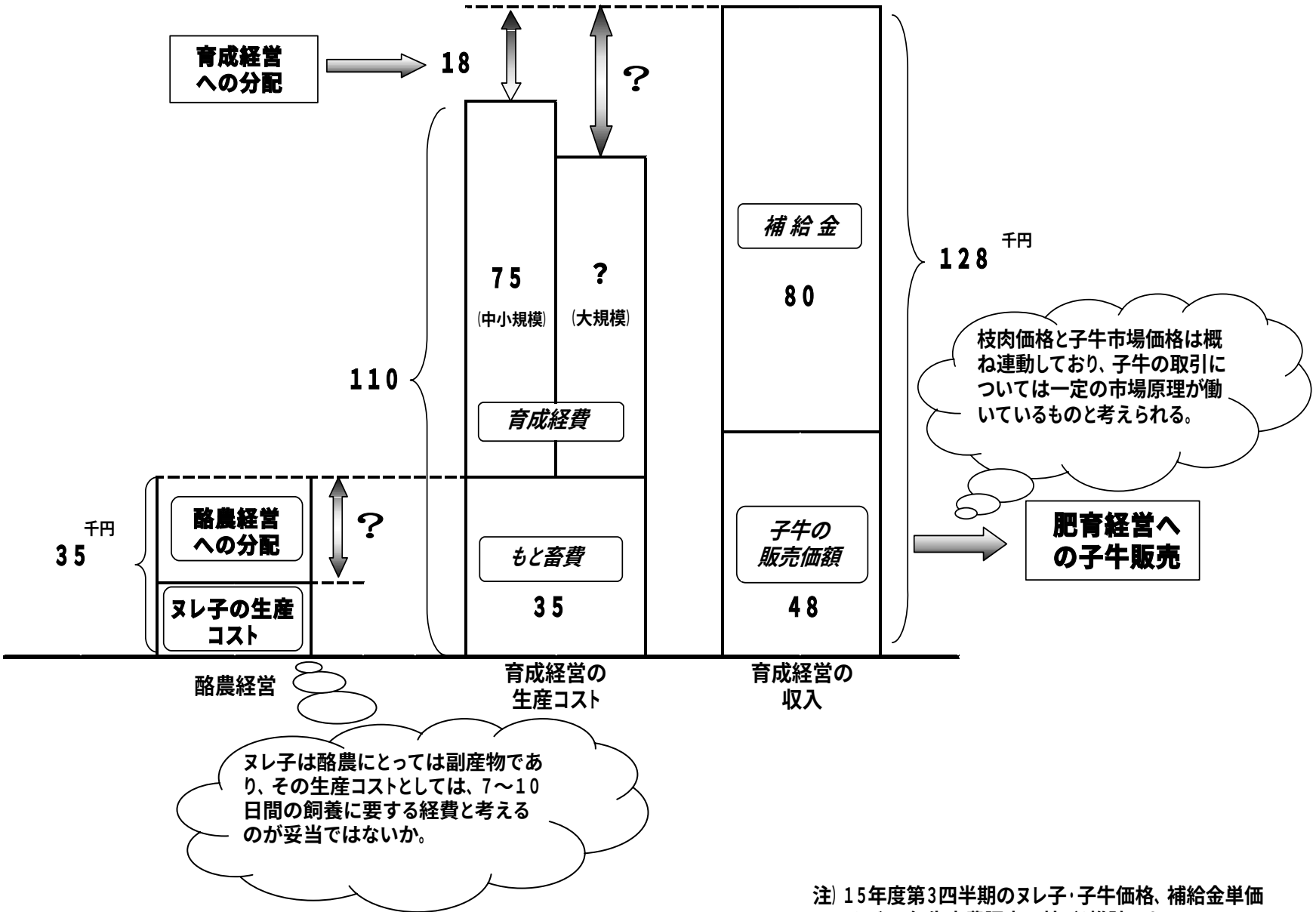

注）15年度第3四半期のヌレ子・子牛価格、補給金単価及び15年生産費調査に基づく推計である。

○ 酪農経営におけるヌレ子生産に要する経費

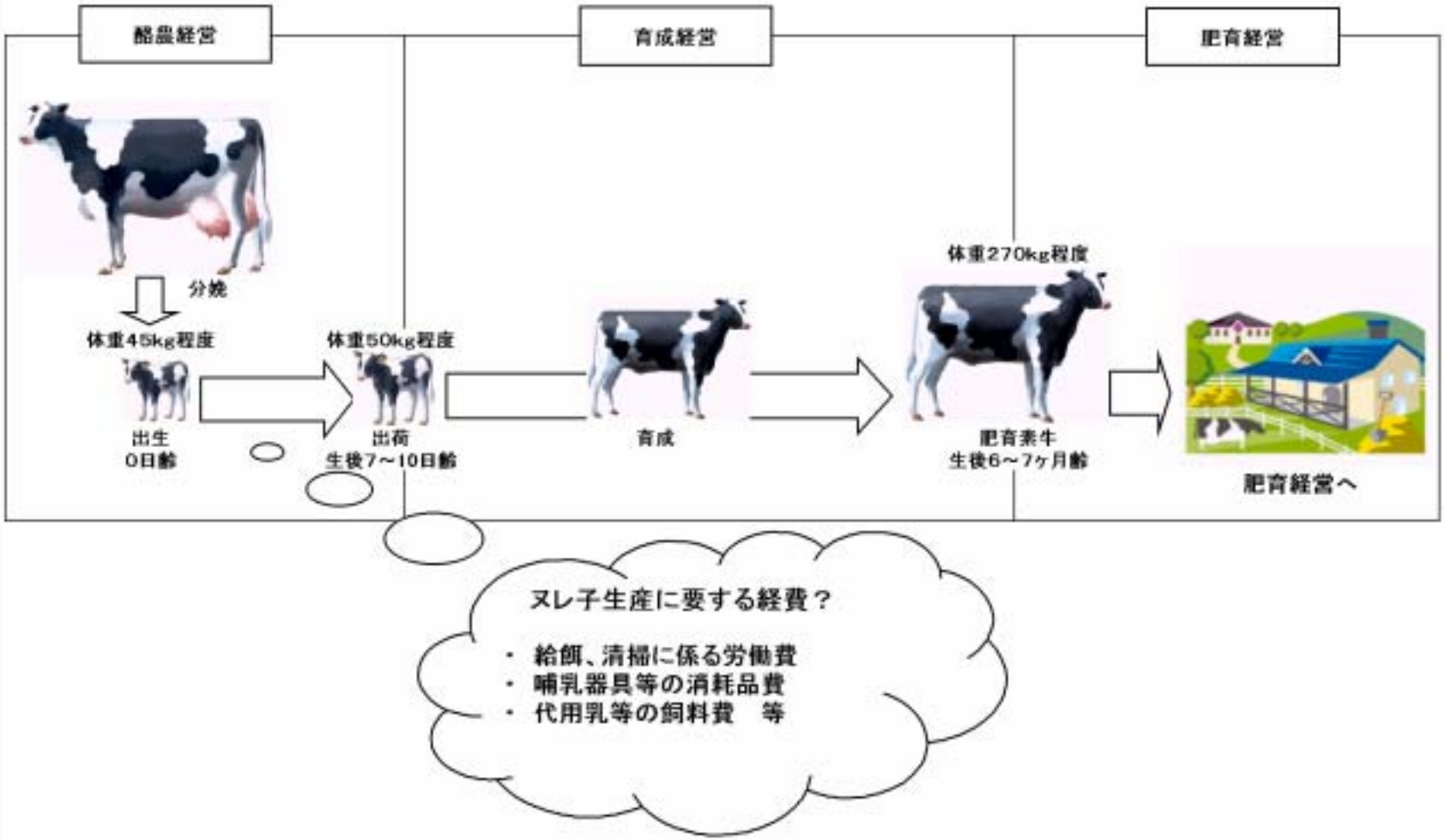

Ｖ．　保証基準価格の算定方式の変遷

○　保証基準価格の算定方式の変遷

平成２年～４年度の算定式

注：基準期間は自由化前直近7年間

（（基準期間の和子牛の農家販売価格 × 価格算定年度に見込まれる和子牛の生産費 ／ 基準期間の和子牛の生産費）× 係数 ＋ 定数）× 品種格差係数

（市場取引価格への換算係数）　（和子牛との市場取引価格の差）

＊　乳用種子牛の生産費調査が蓄積されていなかったため、和子牛の生産費を用いて、和子牛の保証基準価格を求め、これに和子牛と乳用種子牛の品種格差を乗じて算出。

〔(302,660×0.930)×1.090－3,299〕×*0.543*　（2年度）

生産コストの変化率は和子牛の生産費を用いていたことから、ヌレ子価格の低落は、算定式に反映されていなかった。

平成５年～１１年度の算定式

＊　算定年度に見込まれる和子牛の生産費の計算において、ヌレ子価格の低落率を和子牛の生産費のうちの繁殖雌牛償却費に織り込んで、生産コストの変化率を計算。

〔(302,660×*0.924*)×1.090－3,633〕×0.543　（5年度）

ヌレ子価格の低落を一定程度反映できたものの、繁殖雌牛償却費は和子牛生産コストの約１割程度であるため、ヌレ子の価格低下を十分には反映できない面があった。

平成１２年度以降の算定式

注：基準期間は自由化前直近7年間

$$\left(\text{基準期間の乳用種子牛の農家販売価格} \times \frac{\text{価格算定年度に見込まれる乳用種子牛の生産費}}{\text{基準期間の乳用種子牛の生産費}}\right) \times \text{係数} + \text{定数}$$

市場取引価格への換算係数

＊　乳用種子牛の生産費調査について、算定に必要なデータが蓄積されたため、このデータを用いて肉専用種と分けて算定。併せて、交雑種と乳用種を分離した。

算定のベースとなる基準期間における乳用種子牛の農家販売価格は、極めて高い水準となっている。

(*167,246*×*0.770*)×1.033－2,106　(12年度)

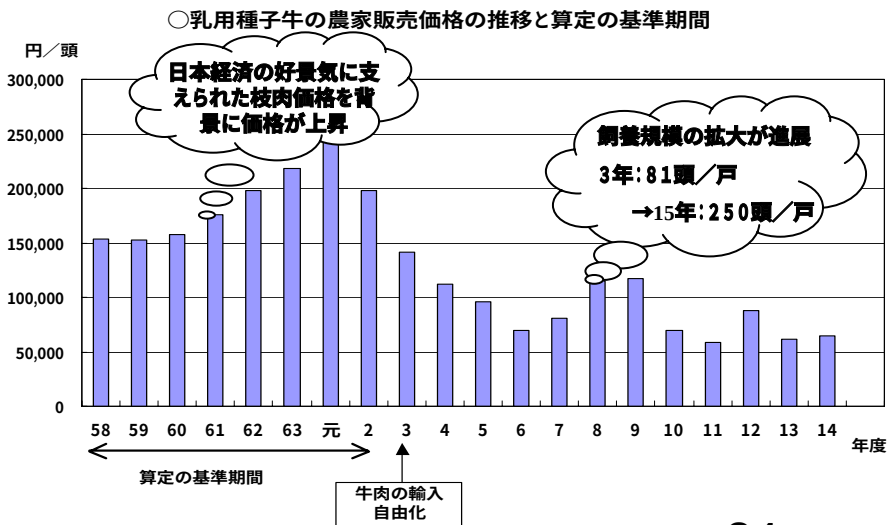

Ⅵ．　家畜市場と子牛・枝肉の流通実態

○ヌレ子と乳用種子牛の流通実態

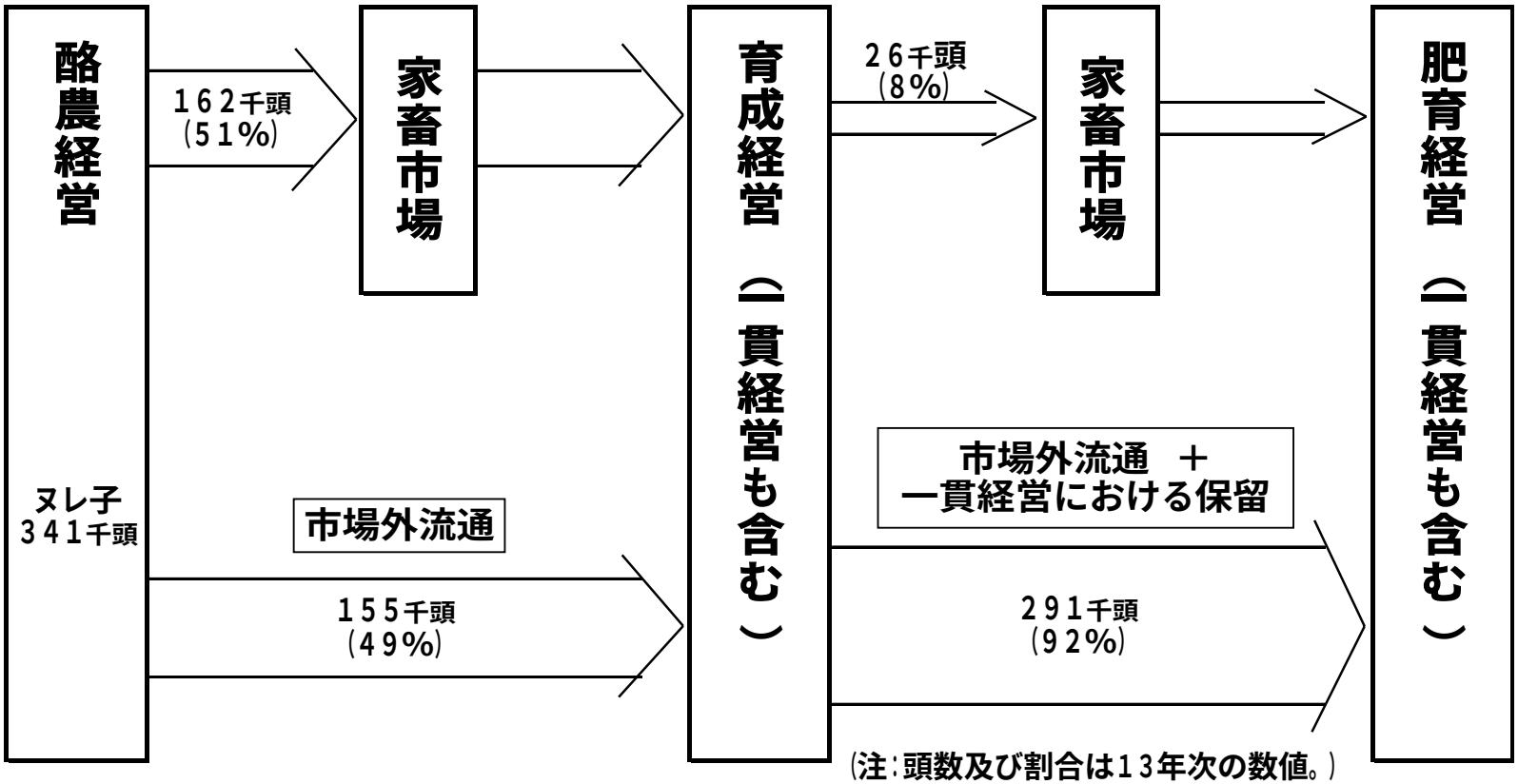

・家畜市場においては、セリにより価格が決定される。
・市場外流通については、近隣の市場価格等を参考にして、
販売者と購買者の相対取引によって価格が決定される。

○ 家畜市場における肉用子牛の取引

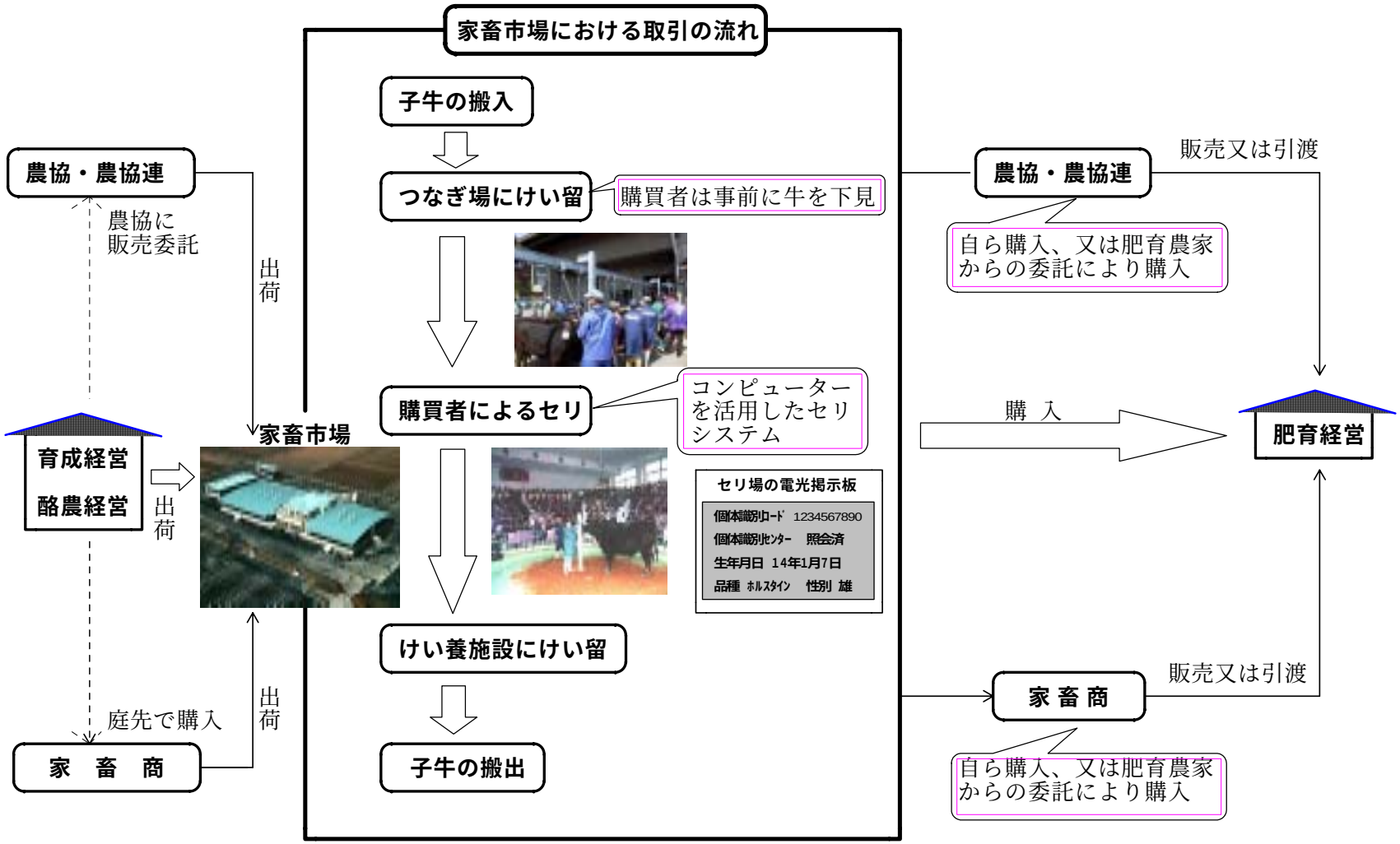

○牛肉トレサ法の個体識別ＤＢと連携したこれからの乳用種牛肉生産システム

・ 個体識別ＤＢを活用することによって、牛肉の生産･流通履歴が明らかになり、消費者はより安心して購入することができるようになります。
・ また、個体識別ＤＢと補給金制度などとの連携システムを構築することによって、各種制度運営の効率化が図れます。

酪農経営

ヌレ子

家畜市場

バーコードリーダーによるID（個体識別番号）の読取り

個体識別ＤＢへのオンライン照会

コンピューターシステムに連動したセリ取引

取引結果のオンライン報告

ヌレ子

育成経営

子牛

肥育経営

肥育牛

と畜場

牛肉

販売店･消費者

出生の届出

転出の届出

照会

報告

IDによる申込

受付

補給金制度

照会

IDによる申込

受付

マルキン制度

照会

と畜の届出

HPの閲覧

個体識別データベース

○　東京・大阪中央卸売市場及び他の市場との枝肉卸売価格の比較

1　指定食肉の指標の市場である「東京・大阪中央卸売市場」と「中央卸売市場（東京・大阪含む、10市場）及び指定市場（19市場）」について、15年における乳用種省令規格（B2・B3規格加重平均）の月別推移を比較すると、ほぼ連動して推移しており、15年の枝肉卸売価格はほぼ同じ水準であった。（東京・大阪市場：５８０円、中央・指定市場：５７８円で、その差は２円）

2　15年の乳用種去勢牛の全国と畜頭数約25万６千頭のうち、市場取引される頭数は約４万２千頭、さらにこのうち約２万６千頭が省令規格であるが、この省令規格の取引頭数の約１／３を東京・大阪中央卸売市場が占める。

○乳用種牛肉価格（省令規格）の推移（平成15年　B3＋B2加重平均）

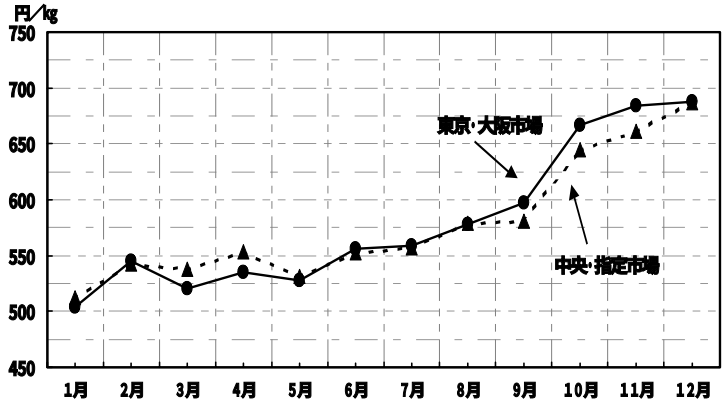

資料：「畜産物流通統計」
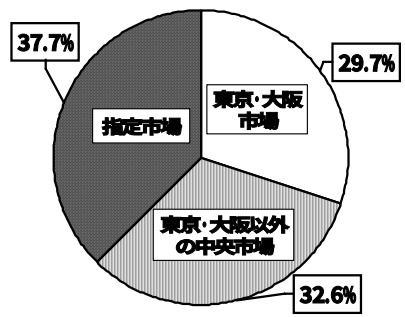
○　乳用種省令規格の市場取引のうち、各市場の占める割合